区　域　若狭湾北方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域
(ア)　北緯三七度二分一秒　東経一三五度三九分四九秒
(イ)　北緯三七度〇二分一秒　東経一三五度三九分四九秒
(ウ)　北緯三六度四〇分一秒　東経一三四度五九分五〇秒
(エ)　北緯三七度〇〇分一秒　東経一三四度五九分五〇秒
実施艦等　自衛艦八隻、航空機二機
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百五号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十五年六月十日　防衛大臣　小野寺五典

日　時　平成二十五年六月二十五日から同月二十八日までの間（予備、同月二十九日及び同月三十日）、毎日〇八〇〇から二二〇〇まで
区　域　津軽海峡東方の北緯四一度二〇分一〇秒、東経一四二度二九分四七秒の地点を中心とする半径十五海里の区域
実施艦等　自衛艦七隻、航空機四機
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百六号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十五年六月十日　防衛大臣　小野寺五典

日　時　平成二十五年六月二十五日から同月二十八日までの間（予備、同月二十九日及び同月三十日）、毎日〇八〇〇から二二〇〇まで
区　域　津軽海峡西方の北緯四〇度五五分〇九秒、東経一三九度〇四分四八秒の地点を中心とする半径十海里の区域
実施艦等　自衛艦七隻、航空機四機
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百七号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成二十五年六月十日　防衛大臣　小野寺五典

日　時　平成二十五年六月十八日及び同月十九日（予備、同月二十日）の毎日〇六〇〇から一八〇〇まで
区　域　豊後水道南方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域
(ア)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
(イ)　北緯三一度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
(ウ)　北緯三一度二八分一三秒　東経一三三度五九分五一秒
(エ)　北緯三一度三六分一三秒　東経一三三度五九分五一秒
(オ)　北緯三一度三六分一三秒　東経一三三度三七分五一秒
(カ)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三三度三七分五一秒
実施艦等　自衛艦九隻、航空機一機
その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百八号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成二十五年六月十日　防衛大臣　小野寺五典

日　時　平成二十五年六月二十七日（予備、同月二十八日）の〇六〇〇から一八〇〇まで
区　域　豊後水道南方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域
(ア)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
(イ)　北緯三一度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
(ウ)　北緯三一度二八分一三秒　東経一三三度五九分五一秒
(エ)　北緯三一度三六分一三秒　東経一三三度五九分五一秒
(オ)　北緯三一度三六分一三秒　東経一三三度三七分五一秒
(カ)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三三度三七分五一秒
実施艦等　自衛艦九隻、航空機一機
その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百九号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成二十五年六月十日　防衛大臣　小野寺五典

日　時　平成二十五年六月二十日から同月二十八日までの間（予備、同月二十九日）、毎日〇五〇〇から二一〇〇まで
区　域　硫黄島周辺の次の一及び二のそれぞれ(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる二区域と次の三の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域
一　(ア)　北緯二四度四五分四五秒　東経一四一度二〇分〇六秒
(イ)　北緯二四度四五分一二秒　東経一四一度二〇分一九秒
(ウ)　北緯二四度四四分三一秒　東経一四一度一八分一六秒
(エ)　北緯二四度四五分〇五秒　東経一四一度一八分〇二秒
二　(ア)　北緯二四度四六分四九秒　東経一四一度一六分四五秒
(イ)　北緯二四度四六分四〇秒　東経一四一度一七分二二秒
(ウ)　北緯二四度四五分〇一秒　東経一四一度一六分五三秒
(エ)　北緯二四度四五分一〇秒　東経一四一度一六分一六秒
三　(ア)　北緯二四度四九分四三秒　東経一四一度一九分四六秒
(イ)　北緯二四度四九分〇四秒　東経一四一度二〇分五九秒
(ウ)　北緯二四度四八分三三秒　東経一四一度二〇分三九秒
(エ)　北緯二四度四九分〇四秒　東経一四一度一九分四三秒
(オ)　北緯二四度四八分三四秒　東経一四一度一八分一〇秒
(カ)　北緯二四度四九分〇七秒　東経一四一度一七分五六秒
実施艦等　自衛艦七隻、航空機二機
その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○北陸地方整備局告示第六十五号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から代表者の氏名等の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十五年六月十日

一　登録番号　北陸地方整備局長　2
二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称　一般財団法人　富山県建築住宅センター

北陸地方整備局長　橋場　克司